

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

私たちの社会は、時代の移り変わりとともに、家族や働き方のかたち、地域でのつながり方が大きく変化してきました。かつては「男性は働き、女性は家庭を守る」という役割分担が当たり前とされてきましたが、現在では、男女ともに仕事と家庭を両立し、地域や家庭においても責任を分かち合うことが求められるようになってきました。少子高齢化や人口減少が進む中で、誰もがその能力を発揮できる環境をつくることは、持続可能な地域社会を形成していく上でも重要な課題です。

国際的には、昭和50（1975）年に国際連合（以下「国連」という。）が定めた「国際婦人年」を契機として、女性の権利拡大や男女平等に関する取組が大きく進展しました。昭和54（1979）年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、日本においても昭和60（1985）年の批准に先立ち、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）が成立し、また、平成11（1999）年には男女共同参画社会基本法の公布・施行などが進められてきました。さらに、平成27（2015）年には、国連が定めたSDGs<sup>\*1</sup>（持続可能な開発目標）のひとつに「ジェンダー平等を実現し、すべての女性と女児の能力強化を図ること」が掲げられ、世界的な共通目標として位置づけられています。

しかし、世界経済フォーラムが発表する「ジェンダーギャップ指数」において、令和7（2025）年の日本の順位は148か国中118位と低い水準にとどまり、特に政治や経済分野での女性の参画はまだ十分とは言えません。社会のあらゆる場面において、固定的性別役割分担意識や無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）が根強く残っており、配偶者等からの暴力、賃金格差、ワーク・ライフ・バランスの難しさなど、依然として解決すべき課題が存在しています。

近年は、SOGI<sup>\*2</sup>（性的指向・性自認）や障害、国籍、世代など、性別以外の多様な背景を持つ人々の生きづらさにも光が当たるようになりました。すべての人が対等な社会の構成員として尊重され、安心して学び、働き、地域に参加できる環境をつくるのが、これからのまちづくりには不可欠です。

沼田市では、平成16（2004）年に初めて「沼田市男女共同参画計画」を策定して以来、見直しを重ねながら多様な施策を推進し、男女共同参画社会の実現を目指してきました。これまでの成果と課題、そして変化する社会状況を踏まえ、性別にかかわらずすべての人が個性と能力を発揮し、ともに責任を担いながら政治・経済・社会・文化の各分野で活躍できるまちを目指して、第4次計画の後継となる「沼田市第5次男女共同参画計画」を策定します。

\*1 SDGs：「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略。詳細は6ページ参照。

\*2 SOGI：「性的指向（Sexual Orientation）」と「性自認（Gender Identity）」の頭文字をとった言葉。

## 2 男女共同参画に関わる動向

男女が対等な立場でその能力を十分に発揮し、政治・経済・社会・文化のあらゆる分野に参画できる「男女共同参画社会」の実現は、現在では世界共通の目標となっています。

国際社会では、昭和54（1979）年に国連で採択された「女子差別撤廃条約」をはじめ、女性の人権保障とジェンダー平等の実現が繰り返し訴えられてきました。

国の取組を受け、都道府県や市町村でも、自らの地域課題を踏まえた計画づくりが進められ、行動計画の策定や相談・啓発事業を重ねています。

世界から国へ、そして県や市町村へと連なり広がる男女共同参画の取組は、決して一過性のものではなく、持続可能な社会を築くための長期的な挑戦です。私たち一人一人がその意義を理解し、地域の行動計画や具体的な施策を通じて実践していくことこそが、真に平等で誰もが尊重される社会をつくりあげていく原動力となるのです。

### （1）世界の動向

年	内容
平成27年 (2015年)	<b>「持続可能な開発のための2030アジェンダ」でのSDGs提示</b> 平成27（2015）年9月、ニューヨークで開催された国連サミットにおいて、加盟193か国で採択された国際的な行動指針です。 令和12（2030）年までに目指すべき世界共通の目標としてSDGs（持続可能な開発目標）が示され、ゴール5の「ジェンダー平等を実現しよう」は、すべての女性や女儿が、差別や暴力から解放され、自らの能力を十分に発揮し、あらゆる分野で平等に参加・活躍できる社会の実現をすることを目指すこととされました。
	<b>「新型コロナウイルス感染症の拡大」による社会の変化</b> 新型コロナウイルス感染の拡大は、社会経済活動に世界的規模の影響をもたらしました。非正規雇用労働者の雇止め、女性の自殺者の増加など、女性や社会的に弱い立場に置かれている人々に深刻な影響を与えたことを背景に、国連から声明が出され、特に、女性に対する暴力防止と救済を重要項目とするよう各国政府に要請しました。

## (2) 日本の動向

年	内容
平成 27 年 (2015 年)	<b>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」公布</b>
	<p>女性が職業生活のあらゆる段階で、希望に応じてその能力を十分に発揮・活躍できるようにするため、国・地方公共団体・企業に対し、計画策定・環境整備・情報公開を義務・努力義務として定められました。</p>
平成 30 年 (2018 年)	<b>「第4次男女共同参画基本計画」策定</b>
	<p>女性活躍推進法やSDGsなど、国内をはじめ国際的な動きを踏まえて策定され、あらゆる分野における女性の参画拡大や安全・安心な暮らしの実現、推進体制の強化などが改めて強調され、暴力根絶、地域・家庭・職場での環境整備などを重点分野として取り組むことが明記されました。</p>
令和元年 (2019 年)	<b>「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布</b>
	<p>政治分野における意思決定過程への女性の参画を拡大し、実質的な男女共同参画を実現するための環境整備を推進することを目的としたもので、法律上の義務ではなく、努力義務として位置づけられています。</p>
令和元年 (2019 年)	<b>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」改正</b>
	<p>行動計画・情報公表義務の対象が「常用労働者数101人以上」の企業へ拡大され、認定制度などが見直されました。</p>
令和元年 (2019 年)	<b>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」改正</b>
	<p>児童虐待防止法改正と連動し、関係機関の連携強化や児童相談所との情報共有体制を整備するとともに、保護命令違反の罰則が引き上げられるなど、被害者保護と再発防止が一層強化されました。</p>
令和2年 (2020 年)	<b>「第5次男女共同参画基本計画」策定</b>
	<p>SDGsの理念を明確に反映し、ジェンダー平等（ゴール5）と他の目標の連動を強調するとともに、働き方や暮らしの変化に対応する視点、コロナ禍で顕在化した格差や困難への対策も盛り込まれました。</p>
令和4年 (2022 年)	<b>「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布</b>
	<p>配偶者等からの暴力（DV）、性暴力や性搾取・性被害、人間関係・経済問題による孤立、若年妊産婦、シングルマザー、ひとり親家庭など近年の複雑化した困難な問題を抱える女性の背景を踏まえ、女性の権利を尊重し、自立を後押しするための新たな包括支援法として制定されました。</p>
	<b>「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児介護休業法）」改正</b>
	<p>男性の育児休業取得促進のため、「産後パパ育休」制度創設などが進められ、制度全体がより柔軟で包括的になり、性別や雇用形態の違いにかかわらず、育児や介護と仕事の両立がしやすくなる社会的な一歩となりました。</p>

年	内容
令和5年 (2023年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」改正
	被害者保護の実効性を高めるため、自治体や関係機関の連携を図る「協議会」の設置や、SNS等の電子的手段や位置情報を用いたDV行為への対応、加害者への退去命令制度の創設などが盛り込まれました。
令和6年 (2024年)	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児介護休業法）」改正
	子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充など、育児・介護の制度をより現実に即した柔軟なものに進化させ、働く人の個別の事情に応じた支援体制が強化されました。

### （3）群馬県の動向

年	内容
令和3年 (2021年)	「第5次群馬県男女共同参画基本計画」策定
	国の「男女共同参画基本計画」や「男女共同参画社会基本法」に準拠しながら、群馬県の男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため策定されました。
令和6年 (2024年)	「第5次ぐんまDV対策推進計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画」策定
	「ぐんまDV対策推進計画」をベースにしたもので、令和6年施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく都道府県計画として、「DVを受けている女性」や「困難な問題を抱える女性」の実情を踏まえて策定されました。

### （4）沼田市の動向

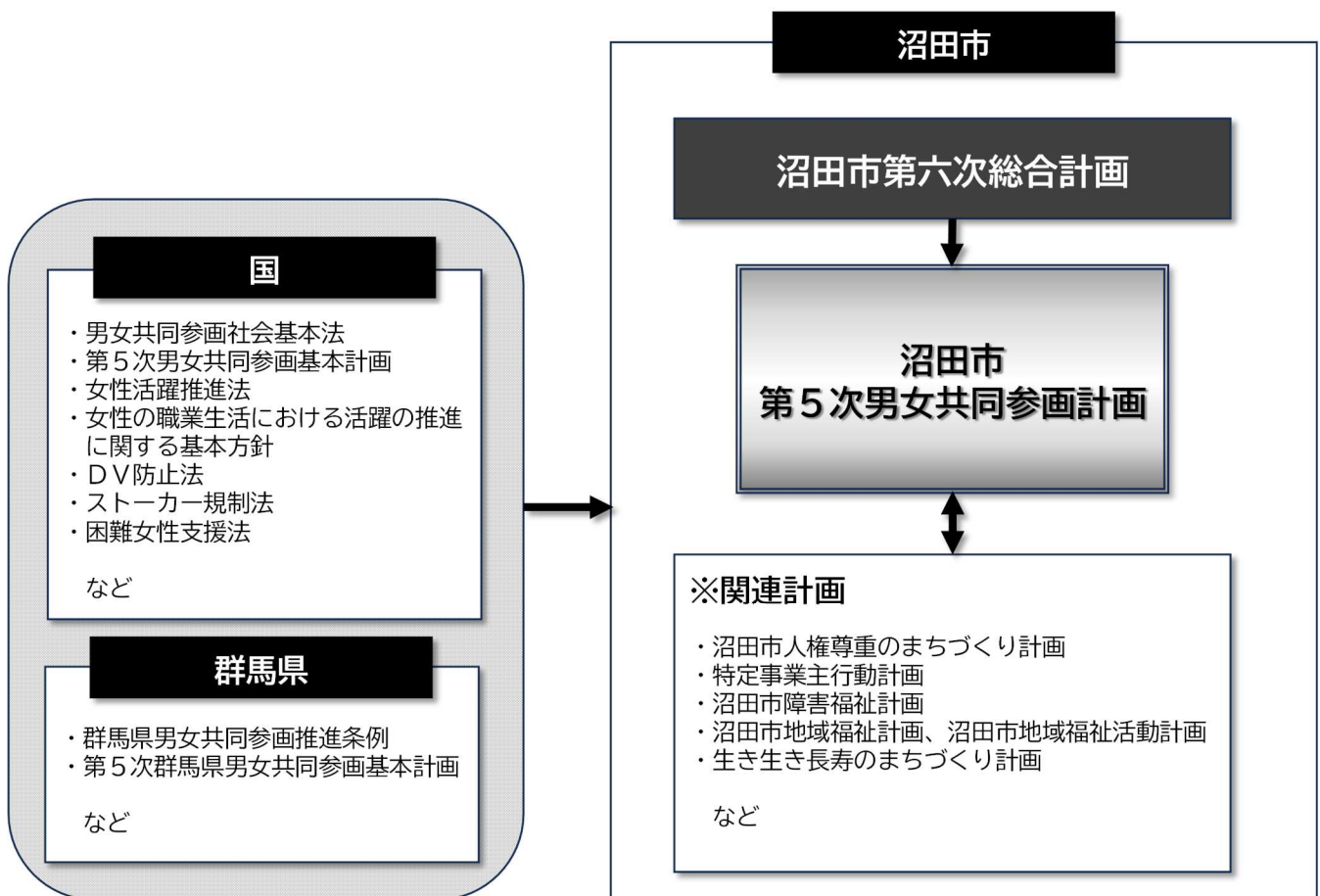
年	内容
平成29年 (2017年)	「沼田市男女共同参画推進委員会」設置
	沼田市における男女共同参画社会の形成に向けて、総合的に施策を推進するため、有識者や市民代表で構成する組織として立ち上げました。
令和3年 (2021年)	「沼田市第4次男女共同参画計画」策定
	国・県の「男女共同参画基本計画」や、関連法に準拠しながら、沼田市の男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するために策定しました。
令和6年 (2024年)	「男女共同参画社会に関する市民意識調査」実施
	市民の男女共同参画社会に関する意識、実態等を把握・分析し、「沼田市第5次男女共同参画計画」の策定及び、沼田市における男女共同参画社会実現に向けた施策をより効果的に進めるための基礎資料とすることを目的に実施しました。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村計画です。  
また、本計画は、以下の法律に基づく市町村計画として一体的に策定しています。

①	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法) 第6条第2項に基づく市町村推進計画
②	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法) 第2条の3第3項に基づく市町村基本計画
③	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法) 第8条第3項に基づく市町村基本計画

関連する法律、国・県の計画及び沼田市の関連する計画の関係図は次のとおりです。



## 4 計画の期間

この計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
計画期間	沼田市第4次男女共同参画計画					沼田市第5次男女共同参画計画 (本計画)				

## 5 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs（持続可能な開発目標）は、国連で採択された国際的な目標であり、経済・社会・環境の課題を一体的に解決し、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指すものです。

17のゴールのうち、ゴール5である「ジェンダー平等を実現しよう」は、男女共同参画の推進が持続可能な社会づくりに不可欠であることを示しています。女性や女兒へのあらゆる差別や暴力の撤廃、社会参画の促進を通じて、すべての人が能力を発揮できる社会を目指します。

本市においても、SDGsの理念を踏まえ、男女共同参画をまちづくりの基盤として位置づけ、誰もが自分らしく生きられる地域社会の実現を推進します。

